



山本裕治が櫻島埠頭株式会社<9353>株式の変更報告書を提出（買い増し）



東証スタンダードの櫻島埠頭株式会社<9353>について、山本裕治が2026年1月16日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「株券保有割合が1パーセント以上増加したため。」によるもの。

報告書によると、山本裕治の櫻島埠頭株式会社株式保有比率は、7.60%と1.07%買い増しました。

報告義務発生日は、2026年1月14日。